



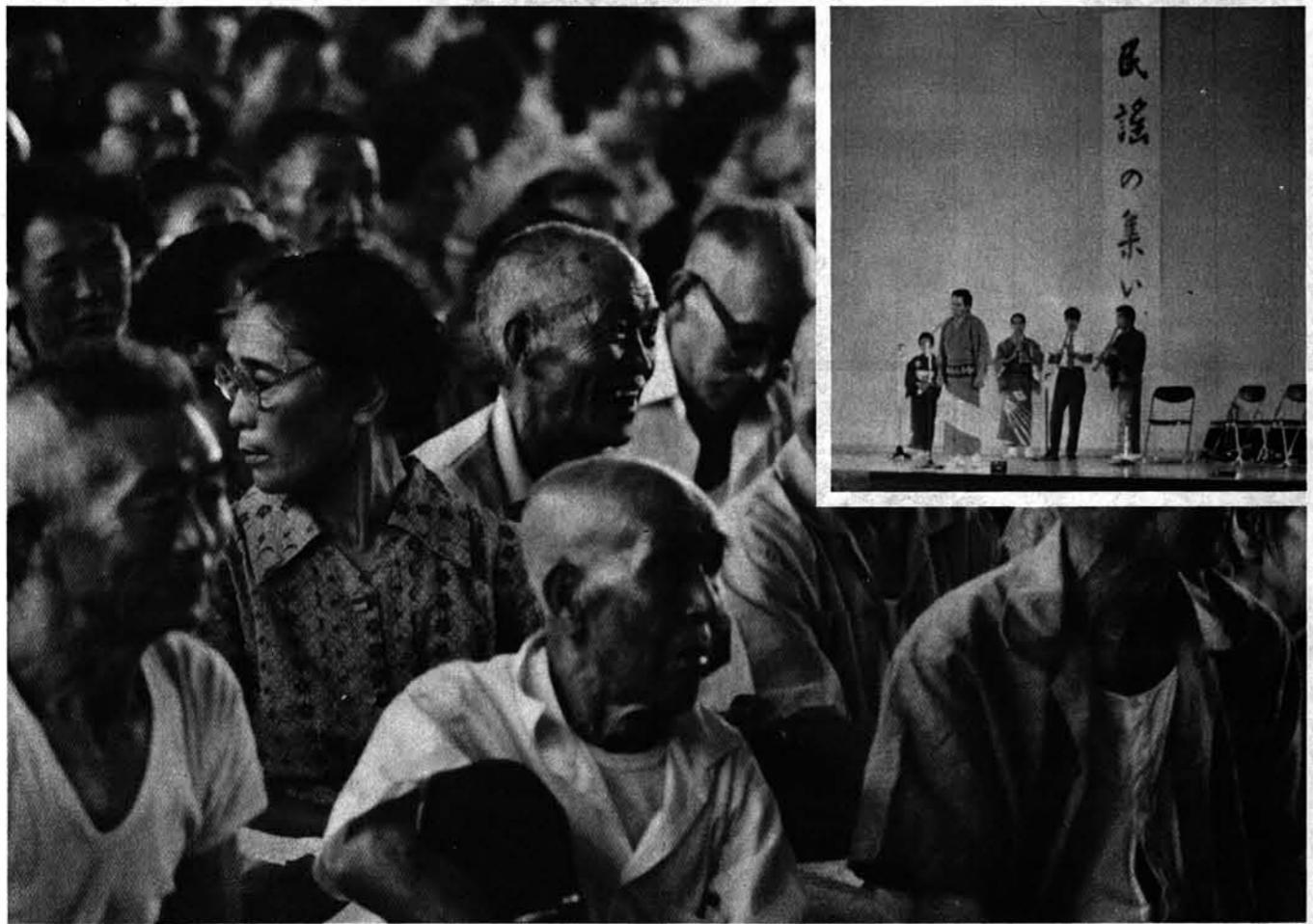
1975

9/1

第87号

発行 新潟県古志郡  
古志村役場  
電話 竹沢局  
17 23 78

印刷 大川印刷株式会社



元気な老人たち

(民謡の集い会場において)

村の人口		- 8月1日現在 -	
世帯数	979	(男) 2,051人	
人口	4,094人	(女) 2,043人	
出生	1人	死亡	6人
7月中の住民移動	(男 0・女 1)	(男 4・女 2)	
転入	9人	転出	5人
	(男 3・女 6)	(男 2・女 3)	

## 主な記事

- 郡消防連合演習
- お年寄りに記念品を
- 暴走への誘惑から青少年を守ろう
- 竹沢保育所建設工事はじまる
- 新会長に青木さんを互選
- 献血者名簿
- 農業者年金

## 第87号 広報やまこし



## お知らせ

## 長岡税務署に「税務相談室」が開設されました。

七月七日から長岡税務署内に「

税務相談室」が開設されました。

ここには専門の税務相談官三名が常駐し、広く税務に関する相談に当っております。

どのような事柄でも税に関することは、お気軽にご相談ください。

電話によるご相談にも応じます。

○ 相談官室の所在地

長岡市南町三丁目九番一号

○ 電話 長岡税務署内(一階)

○二五八(三五)二〇七〇

○ 内線三九番(税務課)

○ ありませんか

新潟県警察は、明治八年に近代警察が創設されて以来、ことしで

満百年を迎えました。

この一世紀にわたって、新潟県警察は社会の変遷と共に幾多の苦難と栄光の歴史があり、記念すべき

この年にあたり、明治初期の近

代警察創設の時期から現代までの歩みを写真を中心として収録し、

一目でわかる百年史を刊行される

ことになりました。

このたび、この百年史編集の資料として、広く関係者の保有資料の提供を依頼されておりますので

警察に関連したもののみでなく文化、風俗、世相等当時の時代的

たら提供され、ご協力をねがいます。

貴重なものもあると思われますので、所蔵のかたは九月末日までにお知らせください。おねがいします。

(総務課)

○ 応募内容

昭和五十年国勢調査による新潟県の常住人口数を当てる

○ 試験の日時及び場所

1日時 昭和五十年十月一日(水)

2場所 新潟市川岸町一丁目

3受験願書締切

## 昭和五十年国勢調査懸賞募集について

県では、昭和五十年国勢調査の普及と成果をため、新潟県予想人口(昭和五十年十月一日実施の国勢調査)を懸賞募集します。

昭和四十年国調人口

昭和四十五年国調人口

昭和四九年住民基本台帳人口

昭和四十九年十二月中に、市町村を通じ本人又は所属学校長に通知します。

○ 参考

昭和四十年国調人口

二、三九八、九三一人

○ 発表 十一月中旬、入選者各自

○ 貼付して下さい。

## 観光写真コンクール作品募集

昭和五十年国勢調査の結果とおり決定しましたので、お知らせします。

○ 題材

新潟県を紹介するにふさわしい行事・芸能・ふるさとの

木曜日・金曜日の午前中但し、金曜日の受付時間は午前十一時で打切りますのでご諒承願います。(県立小出病院)

○ 計算方法

新潟県内に居住する人に限る

○ 応募枚数を当てる

○ 応募方法

新潟県内に居住する人に限る

○ 応募枚数を当てる

## 成人病循環器第一次検診のお知らせ

九月以降の皮フ科の診療日が、

次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○ 診療日

木曜日・金曜日の午前中

但し、金曜日の受付時間は午前十一時で打切りますのでご諒承願います。

(県立小出病院)

○ 題材

新潟県を紹介するにふさわしい行事・芸能・ふるさとの

味覚など、明るく楽しく郷土色豊かな雰囲気をもつもので

主に次のようないもの。

・ 祭行事・県内各地で四季おりおりに催される祭行事。

・ 佐渡おけさ、守門神樂など

・ ふるさとの味覚・新潟県を代表するふるさとの料理、たべものを紹介する観光的なスナップ写真(ワッパ煮、笹だんごなど)

・ 民謡芸能・踊り、能、神樂(佐渡おけさ、守門神樂など)

・ ふるさとの味覚・新潟県を代表するふるさとの料理、たべものを紹介する観光的なスナップ写真(ワッパ煮、笹だんごなど)

・ 民謡芸能・踊り、能、神樂(佐渡おけさ、守門神樂など)

・ 脳卒中・心臓病の発症予防目的

のための検診が九月上旬に実施されます。該当者(個人別に通知)は必ず受診してください。

○ 検診内容・血压・検尿

☆要精査者のみ第二次検診を九月第二週目に実施の予定です。

○ 検診内容・血压・検尿

また、ことし満九十才になられた、畔上フジさん（木籠）に新潟県知事より座布団が贈られます。このほか満七十五才以上の方百五十五名の方全員に記念菓が贈られます。

昭和50年度 金 婚 式 夫 婦

夫婦氏名	年令	結婚年月日	部 落
坂 牧 久太郎 ゞ ヨ キ	78 75	大正14年2月5日	種苧原
風 間 友 一 ゞ ナ カ	71 73	大正14年2月8日	ゞ
石 原 伊 吉 ゞ キ ョ	72 73	大正14年3月10日	虫 龜
高 野 伊勢松 ゞ ヨ シ	77 71	大正14年1月24日	下 村
片 桐 金 七 ゞ ト メ	72 70	大正14年1月24日	檜 木
松 崎 六 平 ゞ キ ミ	74 70	大正14年5月19日	小松倉
小 川 金 作 ゞ ワ カ	78 73	大正14年1月24日	ゞ

九月二十五日に「敬老会」の日になんでも、各地で敬老会などお年寄りの行事が行われます。長寿を祝つて、ことし満八十才になられた次の十人の方に村社会福祉協議会から毛布が贈られます。

に、新潟県知事よりお祝いの色紙  
が贈られます。

言葉づかいに気をつけたいもの  
です。

この日を機会になにかたのしみ  
になる贈物とか、作るよろこびを  
持たせてやるのもよいでしょう。

老年期はすべての人に、必ず訪  
れる時期です。

老後のしあわせとは何か、ゆつ  
くりと考えて行動したいもので  
す。

左) 集団や、暴力を前提とする鉄則にしばられている暴力団等とは異なり、“自動車を動かすこと”を唯一の楽しみとするいわゆる純真無垢な青少年が、車を通じて結ばれ、夜間、特定の場所に集合する——という場合が多いようです。ただ一般的には、“孤独感が強い”とか“集中力に欠ける”など、の傾向があるといわれますが、これらは正しい指導と方向づけによって簡単に改善できると考えられ

☆暴走行為をしていちら族と思われる服装等を若者を発見したときは連絡しあい、又は警察によるなどの連帶責任性とともに、ある程度の強さと、家族全員による思い切る話し合いの場をつくることです。

「敬老の日」 九月十五日

お年寄りにいたわりを



## 炎天下の郡消防連合演習

住民の生命と財産を守る消防演習は、災害の発生に備えての消防演習は毎年実施せられ、絶えず訓練や予防活動につとめていますが、ことしは三島郡、古志郡連合消防演習は山古志中学校グラウンドにおいて、去る八月三日午前九時から盛大に挙行されました。

主目的として行われたものです。この日は、連日の晴天で猛暑のなかを、郡町村会長、同議長会長を始め、県消防防災課指導係長などを迎え、県消防協会三島郡支会長を中心に関係者約六〇〇人、消防ポンプ自動車七台、小型動力ポンプ八台が参加して、山古志村の副団長総指揮のもとに四中隊に編成し、越路町のラッパ隊によつて高らかに開会式が行われました。

放水訓練は、ブールの水を利用して小型ポンプが一斉に放水訓練をなし、最後に整然とした分列行進があつて訓練は終了し、来賓のかたから立派な成績であると講評がありました。

また、この日消防功労者として三島郡支会長から十六名に対し表彰があり、山古志村分は次のかたが受賞されました。



暴走への誘惑から

青少年を守ろう

健全な地域環境を  
暴走族のいない明るく

最近、新潟県内でも「暴走族」と呼ばれ、スピードとスリルにあこがれ、オートバイや乗用車を乗りまわす若者の非行集団が、深夜の集団暴走行為やシンナー遊び、暴力行為、不純異性行為などの非行を繰り返して社会の秩序を乱し、一般県民にも多くの迷惑を及ぼしています。

これら暴走族問題は、若者自身の自覚もさることながら、家庭・学校・職場はもとより、地域住民

◎家庭では……

「他人の子も、我子も同じ、社会の子」と言います。次代になってくれる若者が、健全に成長してもらうために、次のこととを守って暴走族をなくしましょう。

がぜひ必要です。



交通事故の多発や輸血が必要な  
疾病的増加にともない、輸血用血  
液の必要量は年々増えています。  
輸血は、善意の人々の献血によつ  
てまかなわれており、毎日、多く  
の尊い生命を救っております。  
社会にあたたかい血をかよわ  
せ、生命の輪をひろげるために進  
んで献血しましょう。

村では、去る八月十二日ゆうあ  
い号をまねき二回目の採血が行わ  
れました。

# 善意の献血 協力に感謝

協力に感謝

# 献血に感謝

○ 星野 友門 小池 正夫 星野健太郎  
 ○ 東竹沢 八久保イチ  
 関 勝 幸作 関 正之  
 小川喜太郎 五十嵐ミネ  
 藤井 梅野 松井甚四郎  
 畑上 浩 松井 力一  
 上田 清一 畑上 政司  
 上田 清作 松井 清明  
 松島六太郎 藤井 茂  
 ○ 種芋原 正一 虎雄

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
出生の年月	配偶の関係	国籍	就業状態	従業地又は通学地	従業上の地位	所属の事業所	本人の仕事の種類	世帯の種類	住居の種類	居住の室数	居住の戸数	世帯主との続柄	世帯主

調査のしくみ

調査は、総理府統計局を主管官

調査票は、調査員があらかじめ配布しますから、まちがいのないよう、特にご協力をねがいします。



子どもたちにゆめを……

## 竹沢保育所建設工事

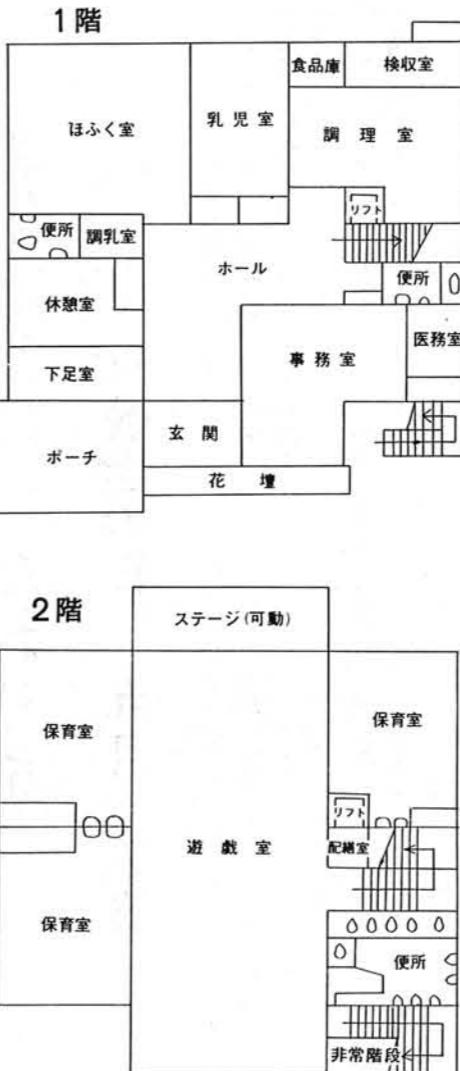
完成は十二月中旬

過疎対策の一環として、未保育児童の解消をはかるために、総合計画に基づいて、計画的に保育所の建設をすすめていますが、ことは竹沢保育所の建設に着手しています。

位置は竹沢下村地区に選定され、敷地面積は約一九二七平方メートルを確保し、設計は細貝建築設計事務所によるもので、鉄筋コンクリート造二階建、延べ面積約四六二平方メートル（約一四〇坪）のデラックス保育所となります。

工期は八月八日から十一月十五日まで、十二月中旬完成の予定です。とりあえず十一月よりへき保育所として利用、常設の保育所として開所するのは来年四月の計画です。

開所と同時に地域や児童を交通事故から守ることを併せ、池谷、東竹沢の児童はマイクロバス、スクールバスの運行が計画され、地域内の児童を全部収容する予定となっています。



本年十月一日現在で実施される  
国勢調査は、統計法に基づいて行  
われる指定統計第一号で、国の  
もつとも大がかりな基本的な人口  
統計調査です。大正九年に第一回  
調査が実施されて以来、五年ごと  
に行なわれて、十二回目です。

国勢調査は、全国民を対象とする  
我が国で最も規模の大きい統計調  
査で、全都道府県、市町村の統計  
職員は勿論のこと、全国で四万四  
千人の指導員と、六十七万人の調  
査員が動員されて全国くまなく調  
査を行つります。



# 新会長は青木さんを正選

会は、去る七月二十八日初の委員会を開き、議席の順席、会長の選任等を協議した結果、満場一致で次のとおり互選して委員会の運営にあたることになりました。

会長 青木秀敏  
会長代理 五十嵐英一

一、農地法に基づく業務  
農地の所有権やその他の権利の移転と設定、農地の転用、小作地の所有制限等

二、農地移動の適正化あっせん  
農地等の利用関係の紛争処理等

会長 青木秀敏  
会長代理 五十嵐英一  
県農業会議一号会議員  
星野三男三  
なお、ご存じのとおり農業委員  
二、農地移動の適正化あっせん  
三、農地等の利用関係の紛争処理等  
以上のほか、農業に関する各種  
の仕事を担当しています。

この工事は入札の結果、丸運建設株式会社長岡支店と請負契約することになり、八月六日臨時議会において議決され、八月八日着手したものです。

## 新会長は青木さんを正選 改選後初の農業委員会

# 五年目をむかえた

## 農業者年金

利を移転することが必要です。また小作地の場合、地主に返還（使用収益権の消滅）する場合も経営移譲とみなされます。

## 五、経営移譲年金の給付額

経営移譲年金の額は、保険料納付済み期間に応じて算定されることになります。保険料納付済み期間と年金受給額の関係は、次のとおりです。

農業者年金も、いよいよ五年目をむかえ、早い人で農業者年金の主柱ともいべき経営移譲年金の支給が昭和五十一年より開始されます。これに該当する人々は大正五年生れの被保険者の方々で、この大正五年生れの方々がどのようにすれば経営移譲年金がもらえるようになるのか、年金支給の要件となる事について、また、どのくらいの額の年金がもらえるのか、これらの点について説明いたします。

### 一、一般的要件

一般的には、保険料納付済み期間が一定期間以上ある人が六十歳になるまでに（または、六十歳に達してから）経営移譲した場合六十歳になった日の（または、六十から六十五歳の間に経営移譲した日の）属する月の翌月から六十五歳まで年金が支給されます。

### 二、経営移譲とは…

経営移譲とは、自分が耕作に

用いていた農地等（所有権または、使用収益権に基づいて）の権利名義を後継者や第三者に処して自ら耕作、または、養畜の事業を廃止（または、縮小）することです。

### 三、農地等の処分はどういうふうに行えばよいか

一般的には、第三者に経営移譲する場合（①）自作地については、売る（所有権の移転）か小作に出す（使用収益権の設定）ことが必要です。小作地については権利を移転すること。

②後継者に経営移譲する場合（②）自作地については、譲渡する（所有権の移転）ことが必要です。小作地については、その権利を譲り渡すことがあります。

③任意加入資格者面積規模（三十アールから五十アール未満で、年間労働時間が七百時間）以上の農業経営

なたままであります。

④後継者移譲の相手方はど

うな者か

経営移譲する人の直系卑属のうち、経営移譲終了日まで引き続き三年以上農業に従事している一人の者です。

なお、後継者加入している人がいる場合には、その者となります。

⑤後継者移譲の年数

（三十アールから五十アール未満で、年間労働時間が七百時間）以上の農業経営

なたままであります。

⑥後継者移譲の年数

（三十アールから五十アール未満で、年間労働時間が七百時間）以上の農業経営

なたままであります。

⑦農業者年金の被保険者であること。

⑧農業者年金の被保険者であること。

⑨農業者年金の被保険者であること。

⑩農業者年金の被保険者であること。

⑪農業者年金の被保険者であること。

⑫農業者年金の被保険者であること。

⑬農業者年金の被保険者であること。

⑭農業者年金の被保険者であること。

⑮農業者年金の被保険者であること。

⑯農業者年金の被保険者であること。

⑰農業者年金の被保険者であること。

⑱農業者年金の被保険者であること。

⑲農業者年金の被保険者であること。

⑳農業者年金の被保険者であること。

㉑農業者年金の被保険者であること。

㉒農業者年金の被保険者であること。

㉓農業者年金の被保険者であること。

㉔農業者年金の被保険者であること。

㉕農業者年金の被保険者であること。

㉖農業者年金の被保険者であること。

㉗農業者年金の被保険者であること。

㉘農業者年金の被保険者であること。

㉙農業者年金の被保険者であること。

㉚農業者年金の被保険者であること。

㉛農業者年金の被保険者であること。

㉝農業者年金の被保険者であること。

㉞農業者年金の被保険者であること。

㉟農業者年金の被保険者であること。

㉟農業者年金の被保険者であること。